

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第29号

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七条ただし書の規定により、本区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期をする。

令和7年6月9日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 山 木 学

登録の移替えを延期する期間

令和7年6月12日から参議院議員通常選挙期日まで